

在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例について（平成23年）

1 在留特別許可について

入管法第50条に規定する在留特別許可は、法務大臣の裁量的な処分であり、その許否判断に当たっては、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、生活状況、素行、内外の諸情勢その他諸般の事情に加え、その外国人に対する人道的な配慮の必要性と他の不法滞在者に及ぼす影響とを含めて、総合的に判断しています。

在留特別許可については、これまでも上記の観点から適切な運用を図ってきており、在留特別許可の透明性を高めるため、平成16年以降、各種の事例を公表しているところですが、本年も、平成23年中に**在留特別許可された事例22件**、**在留特別許可されなかった事例22件**について、**類型別**に分類の上、次の2のとおり公表します。

なお、事例については、今後も追加する予定です。

(注1)難民認定手続の中で在留特別許可された事例については、入管法第61条の2の6第4項の規定により、入管法第50条の規定が適用されず、入管法

第61条の2の2の規定により、難民認定手続の中で在留特別許可の許否の判断をするものとされていることから、これらの事例を除いています。

(注2)注1と同様の趣旨から、難民認定手続の中で在留特別許可されなかった事例についても除いています。

(注3)次の2の「在日期間」、「違反期間」及び「婚姻期間」は、特別審理官による判定までの期間です。

2 在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例

(1) 配偶者が日本人の場合

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約6年7月	約2年3月	約1年3月	1人 (未成年者)	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
2	出頭申告	不法残留	約4年4月	約4年1月	約4年1月	無	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
3	出頭申告	不法入国	約2年10月	約2年10月	約1年3月	無	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
4	出頭申告	不法入国	約6年9月	約6年9月	約1年11月	1人 (未成年者)	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
5	当局摘発	不法入国	約16年8月	約16年8月	約1月	3人 (未成年者)	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
6	当局摘発	不法残留	約7年9月	約7年3月	約3年3月	無	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約5年9月	約5年9月	約1年4月	無	無	調査の結果、同居・婚姻の実態に疑義がもたれたもの。
2	当局摘発	資格外活動	約4月	約1月	約1月	無	無	在留資格「短期滞在」の許可を受けて在留中、専ら稼働していたもの。調査の結果、同居・婚姻の実態に疑義がもたれたもの。
3	当局摘発	在留資格取消	約9年9月	/	約10年2月	1人 (未成年者)	無	前回退去強制時に虚偽の身分事項を申告し、長期上陸拒否者であることを秘して上陸許可を受けたことが発覚したもの。被退去強制歴1回あり。
4	警察逮捕	刑罰法令違反 (薬物関係) 不法残留	約7年8月	約8月	約1月	無	入管法違反(不法残留)及び覚せい剤取締法違反(自己使用)により、懲役2年、執行猶予3年の判決	不法残留中に覚せい剤を自己使用し、入管法及び覚せい剤取締法に違反して有罪判決を受けたもの。
5	警察逮捕	刑罰法令違反 (売春関係) 不法残留	約5年1月	約1月	約1月	無	売春防止法違反(場所提供)により、懲役2年、執行猶予4年、罰金30万円の判決	在留資格「日本人の配偶者等」の許可を受けて在留中、売春を行う場所を提供し、売春防止法に違反して有罪判決を受けたもの。
6	警察逮捕	刑罰法令違反 (その他) 不法残留	約20年1月	約1年7月	約12年11月	1人 (未成年者)	窃盗により、懲役2年の判決	在留資格「日本人の配偶者等」の許可を受けて在留中、窃盗により有罪判決を受けたもの。 調査の結果、同居・婚姻の実態及び子の監護・養育に疑義がもたれたもの。 被退去強制歴3回あり。

(2) 配偶者が正規に在留する外国人の場合

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約19年6月	約19年3月	約8月	無	無	「定住者(1年)」	配偶者は在留資格「定住者」
2	出頭申告	不法入国	約1年6月	約1年6月	約1月	無	無	「永住者の配偶者等(1年)」	配偶者は在留資格「永住者」 本人出頭時、配偶者は夫婦間の子を妊娠中であつたもの。
3	出頭申告	不法入国	約21年3月	約21年3月	約8月	無	無	「永住者の配偶者等(1年)」	配偶者は在留資格「永住者」
4	出頭申告	不法入国	約18年11月	約18年12月	約4月	無	無	「永住者の配偶者等(1年)」	配偶者は在留資格「永住者」

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約8年8月	約5年8月	約3月	無	無	調査の結果、前配偶者との関係破綻後も身分を偽り、在留していたことが判明したものの、本国に未成年の実子を有し、継続送金あり。 配偶者は在留資格「定住者」
2	当局摘発	不法残留	約18年1月	約6年5月	約4月	無	無	被退去強制歴1回あり。 配偶者は在留資格「定住者」
3	警察逮捕	不法残留	約9年7月	約7月	約4年11月	無	窃盗により懲役1年、執行猶予3年の判決 執行猶予期間中に窃盗の罪で懲役1年の判決(前刑の執行猶予取消)	配偶者は在留資格「定住者」
4	警察逮捕	刑罰法令違反 (売春周旋)	約2年3月		約1年5月	無	風営法違反により罰金100万円の判決 売春防止法違反により罰金5万円の略式命令	調査の結果、同居・婚姻の実態に疑義がもたれたもの。 配偶者は在留資格「永住者」
5	警察逮捕	刑罰法令違反 (薬物関係)	約21年5月		約13年8月	2人 (未成年者)	麻薬及び向精神薬取締法違反、関税法違反により懲役4年、罰金100万円の判決	道路交通法違反、業務上過失傷害により、懲役2年、執行猶予4年の前科あり。 配偶者は在留資格「日本人の配偶者等」

(3) 外国人家族の場合(注:違反態様及び在日期間は本人に係るもの。子の年齢は特別審理官による判定時のもの)

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	家族構成等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約13年9月	約13年6月	配偶者:不法残留(在日期間:約11年3月,違反期間:約11年) 子:不法残留(在日期間:約11年3月,違反期間:約11年)・21歳 子:不法残留(在日期間:約11年3月,違反期間:約11年)・14歳	家族4人とも、 在留資格:定住者 在留期間:1年	家族全員で出頭申告したもの。
2	出頭申告	不法入国	約17年2月	約17年2月	配偶者:不法残留(在日期間:約15年7月,違反期間:15年4月) 子:本邦出生後、在留資格未取得・9歳	家族3人とも、 在留資格:定住者 在留期間:1年	家族全員で出頭申告したもの。
3	出頭申告	不法入国	約19年3月	約19年3月	子:本邦出生後、在留資格未取得・16歳	本人は、 在留資格:日本人の配偶者等 在留期間:1年 子は、 在留資格:定住者 在留期間:1年	家族全員で出頭申告したもの。
4	当局摘発	不法残留	約17年6月	約17年3月	配偶者:不法残留(在日期間:約17年10月,違反期間17年7月) 子:本邦出生後、在留資格未取得・13歳 子:本邦出生後、在留資格未取得・5歳	家族4人とも、 在留資格:定住者 在留期間:1年	家族全員で摘発を受けたもの。
5	当局摘発	不法入国	約21年8月	約21年8月	配偶者:不法入国(在日期間:約24年6月) 子:本邦出生後、在留資格未取得・15歳	家族3人とも、 在留資格:定住者 在留期間:1年	

6	当局摘発	不法入国	約14年7月	約14年7月	子 : 本邦出生後, 在留資格未取得・10歳 子 : 本邦出生後, 在留資格未取得・9歳	家族3人とも, 在留資格: 定住者 在留期間: 1年	子は交際していた外国人との間に生まれたが, 同外国人は単身帰国。
---	------	------	--------	--------	---	----------------------------------	----------------------------------

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	家族構成等	特記事項
1	当局摘発	不法残留	約9年	約8年6月	子 : 本邦出生後, 在留資格未取得・5歳 子 : 本邦出生後, 在留資格未取得・3歳	本人は来日前に退去強制令書が発付された外国人と内縁関係になったもの。
2	当局摘発	不法入国	約15年3月	約15年3月	子 : 本邦出生後, 在留資格未取得・4歳	本人は被退去強制歴1回あり。
3	当局摘発	不法入国	約4年2月	約4年2月	子 : 不法残留(在日期間: 約4年, 違反期間: 約4年)・7歳	日本人と偽装結婚した上, 身分を偽って日本人の配偶者として来日したもの。 本人は被退去強制歴1回あり。
4	当局摘発	不法入国	約4年3月	約4年3月	子 : 本邦出生後, 在留資格未取得・4歳 子 : 本邦出生後, 在留資格未取得・2歳	日系人の配偶者として身分を偽って来日したもの。
5	警察逮捕	刑罰法令違反 (薬物関係)	約20年		配偶者: 不法残留(在日期間: 約21年, 違反期間: 1年9月) 子 : 本邦出生後, 在留資格未取得・4歳 子 : 本邦出生後, 在留資格未取得・3歳	本人は覚せい剤取締法違反(自己使用)により, 有罪判決を受けたもの。 本人は被退去強制歴1回あり。 配偶者は被退去強制歴2回あり。

(4) その他

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	刑事処分等	在留希望の理由	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約4年9月	約4年3月	無	日本国籍を有する実子1人の監護, 養育	在留資格: 定住者 在留期間: 1年	日本人との間に出生した子を監護, 養育しているもの。
2	出頭申告	不法入国	約5年9月	約5年9月	無	日本人配偶者との間に出生した子(外国籍)1人の監護, 養育	本人は, 在留資格: 定住者 在留期間: 1年 子は, 在留資格: 日本人の配偶者等 在留期間: 1年	DV被害者として公的機関で実子と生活しているもの。
3	当局摘発	不法残留	約1年9月	約1年8月	無		在留資格: 特定活動 在留期間: 1月	人身取引被害者として公的機関に保護されたもの。

4	警察逮捕	不法残留	約11年	約10年4月	無	日本国籍を有する実子1人の監護、養育	在留資格：定住者 在留期間：1年	日本人との間に出生した子を監護、養育しているもの。
5	警察逮捕	不法入国	約15年2月	約15年2月	入管法違反(不法入国)により、懲役2年6月、執行猶予4年の判決	日本人である内夫との間に出生した子(外国籍)1人の監護、養育	本人は、 在留資格：定住者 在留期間：1年 子は、 在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	日本人との間に出生した子を監護、養育しているもの。
6	児童相談所による保護	出生資格未取得	約7年2月	約7年2月	無	里親と一緒に生活したい。	在留資格：定住者 在留期間：1年	本邦で出生後、母が養育を放棄し、出生直後から児童擁護施設で生活。以後、里親に引き取られ、里親との間に特別養子縁組が成立したものの。

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	刑事処分等	在留希望の理由	特記事項
1	当局摘発	不法入国	約19年4月	約19年4月	無	外国籍の婚約者(在留資格「永住者」との婚姻予定	日系三世であると身分を偽って在留していたもの。
2	当局摘発	不法入国	約17年3月	約17年3月	覚せい剤取締法違反により懲役1年6月、執行猶予5年の判決	日本人夫との婚姻、同居	被退去強制歴2回あり。 覚せい剤取締法違反(自己使用)の前科あり。
3	当局摘発	資格外活動	約9年		入管法違反(資格外活動)により起訴猶予	日本人の婚約者がいる	前夫との関係破綻後も在留資格「家族滞在」で在留し、資格外活動許可を受けることなく、資格外活動に従事していたもの。
4	当局摘発	刑罰法令違反(薬物関係)	約6年3月		覚せい剤取締法違反により懲役1年6月、執行猶予3年の判決	日本国籍を有する実子1人の監護、養育	日本国籍を有する実子は日本人元夫が親権を有し、監護、養育しているもの。 本人は同実子出生後、育児放棄したもの。
5	当局摘発	不法就労助長 刑罰法令違反(その他)	約13年5月		有印私文書偽造・同行使により懲役1年、執行猶予4年の判決 入管法違反(不法就労助長)により罰金100万円の略式命令	日本国籍を有する実子1人の監護、養育	被退去強制歴2回あり。 自己が経営する店において外国人を不法就労させ、入管法違反(不法就労助長)により、有罪判決を受けたもの。
6	警察逮捕	不法就労助長 刑罰法令違反(売春周旋)	約27年10月		風適法違反、入管法違反(不法就労助長)及び売春防止法違反により懲役2年6月、執行猶予5年、罰金100万円の判決	本邦に生活基盤がある	自己が経営する店において外国人をホステスとして不法就労させ、売春の周旋を行い、風適法違反、入管法違反(不法就労助長)及び売春防止法違反により、有罪判決を受けたもの。